

令和7年度大規模大会等開催予定の調査について(依頼)

立冬の候、貴団体におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和7年度における飯田市社会体育施設の利用調整のため、飯田市社会体育施設を会場とした大会等の開催予定について調査を行います。つきましては、下記をご参照の上、調査票をご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 調査対象となる大会等

- (1) 飯田市全域から競技者や参加者が集まる大会、イベントなど
 - (2) 飯伊、南信、県大会など市外からも競技者や参加者が集まる大会、イベントなど
- <注意事項>

- ・令和7年4月1日～令和8年3月31日までの使用予定の調査です。
- ・内容が確定していない大会等の記入はできません。
- ・複数日に渡るリーグ戦や団体独自の練習試合や招待試合等は対象外です。
- ・提出をいただいても、開催内容によっては利用調整の対象とならない場合があります。

2 該当する社会体育施設

飯田市社会体育施設（飯田運動公園内体育施設を含む）

※学校開放体育施設及び勤労者体育センター体育館は対象外です。

3 提出書類

- (1) 利用希望調査票
… 様式は飯田市ホームページ(<https://www.city.iida.lg.jp/>)からダウンロードすることもできます。調査結果については1月中旬頃に郵送します。なお、メールでの送付も可能ですので、調査票へ送信先メールアドレスの記入をお願いします。(任意)
- (2) 今回大会等の実施計画書または前回(令和6年度等)大会等の開催要項
… 主催、共催、後援、参加者、団体、日程等が記載されているもの

4 提出期限、提出方法、提出先

令和7年1月6日(月)17時15分 ※提出期限は厳守でお願いします。

下記【問合せ・提出先】へお持ちいただくか、郵送またはメールにて提出してください。

※郵送の場合は6日必着です。(消印無効)

※メールの場合も6日17時15分までに受信した分のみ有効。

提出にあたっての注意事項は裏面をご覧ください。

【問合せ・提出先】

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地
飯田市教育委員会事務局
生涯学習・スポーツ課 スポーツ振興係
TEL: 0265-22-4511 (内線 3734)
FAX: 0265-53-4546
メール: shougai@city.iida.nagano.jp

記入にあたっての注意事項

- 1 施設の開場時間（入口を開ける時間）は午前8時30分です。大会の会場準備等で特別開場が必要な場合は午前7時30分を上限に開場が可能です。
- 2 使用時間は、前日準備や当日の時間延長、片付け等を考慮して記入してください。
<例>
日曜日が大会当日であり、その前日の土曜日に会場準備や設営等を行うなど、他団体が使用できない時間があるようならその時間も含めて記入してください。
- 3 施設使用料は1時間単位で計算します。（30分は1時間へ繰り上げます）
- 4 飯田市内外より利用を希望される方が多い施設（例：「綿半飯田球場」「県営多目的グラウンド」「飯田市今宮野球場」等）に関しては、体育施設設置の意義に基づき、調整となった際には飯田市に關係する団体のご利用を優先させていただくことがあります。
- 5 希望日が他団体と重複する可能性が高い場合は、第2希望までご記入ください。また、雨天予備日は1日間とし、原則として同じ会場としてください。
- 6 総合運動場の芝の養生期間は5月7日（水）から6月6日（金）、10月1日（水）から11月7日（金）、翌年1月4日（日）から2月6日（金）です。また、川路多目的広場の芝の養生期間は6月9日（月）から7月11日（金）です。
- 7 【令和6年度利用調整会議 日時】

令和7年1月21日（火）19時30分～ 飯田市役所C棟3階 C311～313会議室

※ 以下に該当する団体は、利用調整会議への出席は不要です。

- （1）希望する日が第1希望であり、他団体の希望と重複していない場合
 - （2）重複している日について、事前に生涯学習・スポーツ課へ辞退の申し出をした場合
- <注意事項>

- ・調整会議へ出席不要となった場合であっても、調整に係る相談のためにご連絡させていただく場合がありますので、会議当日は必ず電話連絡に対応できるようにしてください。
- ・第1希望で決定となった場合、第2希望は自動で削除となります。
- ・提出前に希望日時等に間違いが無いか必ずご確認ください。
- ・使用する日時や会場の変更をされたい場合は、締切日より前の申し出に限り受け付けをさせていただきます。

利用調整会議後について

- 1 会議後、団体間での使用日の譲渡および交換は絶対にできません。
- 2 会議後、決定された大会等と異なる内容のものは開催できません。
- 3 会議後、使用申請は通常受付の開始前（使用月の2ヶ月前の1日より前）までに行ってください。使用申請が無い場合はキャンセルしたものと見なします。（4月および5月に行われる大会等については、2月中に使用申請をしてください。）
- 4 会議後、やむを得ず大会等を中止する場合は、通常受付の開始前（使用月の2ヶ月前の1日より前）までにご連絡ください。（4月および5月に行われる大会等については、2月中にご連絡ください。）それ以後に中止した場合は、施設使用料をお支払いいただく場合がございます。
- 5 利用調整会議の結果は、飯田市ホームページ等で公表します。
ご希望であれば、紙でのお渡しもできますので、生涯学習・スポーツ課までお越しください。